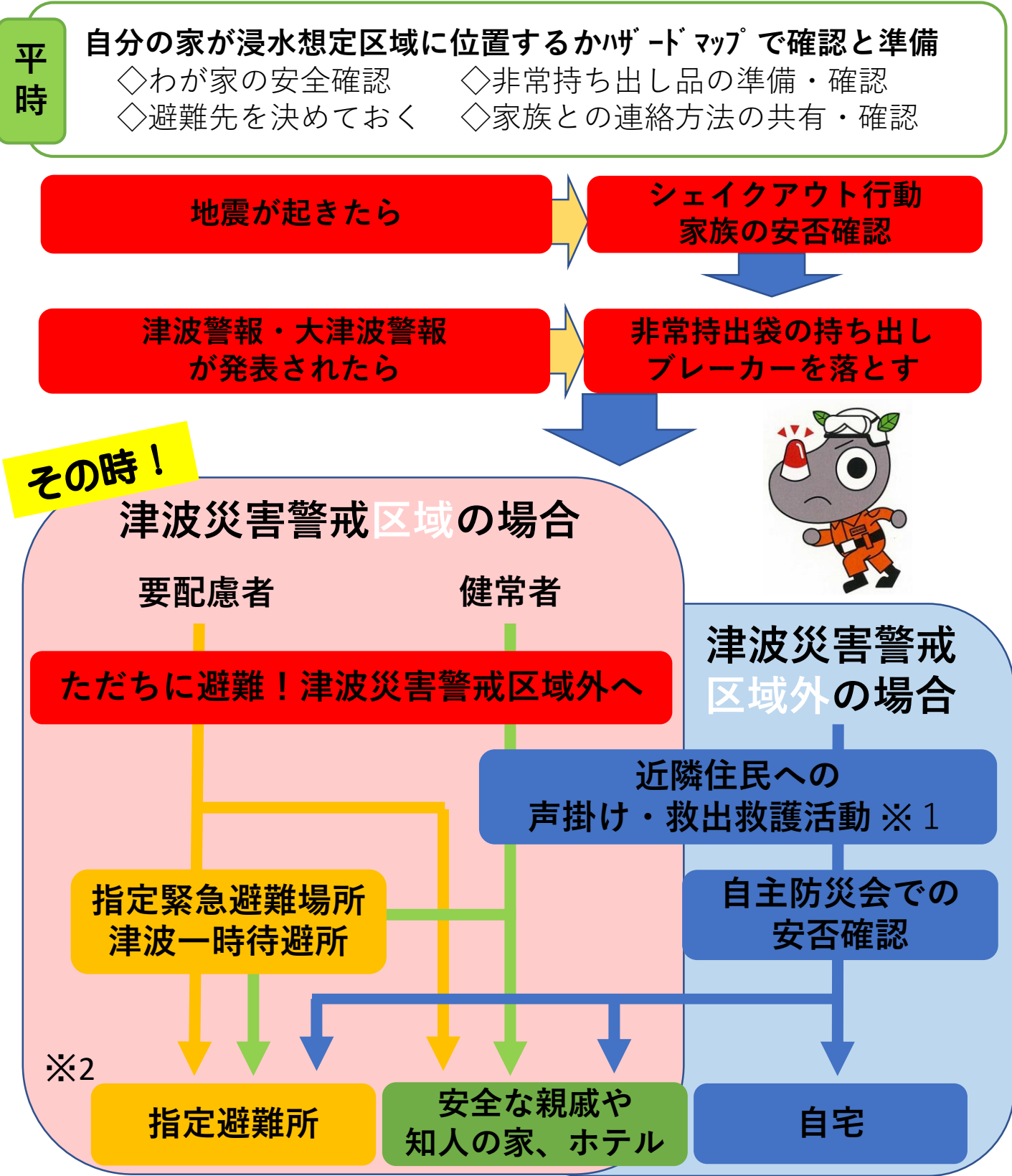


地震と風水害の避難について

地震・津波発生時の「避難行動判定フロー」



※1 津波災害警戒区域の場合、津波到達時間の考慮が必要
※2 要配慮者については、救助車両等で指定避難所まで送ることを想定
注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園、小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

台風・豪雨発生時の「避難行動判定フロー」

平時 自分の家が浸水想定区域に位置するかハザードマップで確認
◇わが家の安全確認 ◇非常持ち出し品の準備・確認
◇避難先を決めておく ◇家族との連絡方法の共有・確認

警戒レベル	気象情報(気象庁)	避難情報(市)	避難行動
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！
避難完了			
4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	避難指示	危険な場所から全員避難
3	大雨警報(土砂災害)(浸水害) 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	高齢者や避難に時間がかかる人は避難を開始
2	大雨・洪水・高潮注意報等 氾濫注意情報		ハザードマップ等で避難行動を確認
1	早期注意情報		テレビ等で雨や川に関する情報を集める

避難情報発令

非常持出袋の持ち出し

その時！



浸水想定区域の場合
土砂災害（特別）警戒区域の場合

ただちに避難！浸水想定区域外へ
土砂災害（特別）警戒区域外へ

要配慮者

健常者

レベル3で
避難行動開始

レベル4まで
に避難完了

指定緊急避難場所

指定避難所

安全な親戚や
知人の家、ホテル

自宅

浸水想定区域外の場合
土砂災害（特別）警戒区域外の場合

周りと比べて低い土地や
崖のそばにお住まいの方は、
避難情報を参考に必要に応じて避難

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

●用語の定義

西尾小(南部)校区 保存版

指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために 緊急的に避難する場所 。
津波一時待避所	津波発生時 に、万が一 逃げ遅れたり 、 身体が不自由等の理由 で遠くまで逃げるのが困難な方が、 緊急的に避難 して津波から身を守ることの できる施設 。 (健常者については、津波災害警戒区域外への避難を原則とする。)
指定避難所	災害により 自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設 。 また、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する施設。

●指定避難所

町内会名	指定避難所				
	地震のみ (津波なし)	津波 (津波警報または 大津波警報発表時)	洪水	高潮	土砂
須田町	西尾小学校		西尾小学校	西尾小学校、総合福祉センター※1	
須田町十三戸				—	
本町				西尾小学校、総合福祉センター※1	
北本町			—	西尾小学校、総合福祉センター※1	
幸町					
錦城町、塩町、葵町	鶴城丘高等学校	西尾小学校	西尾小学校、総合福祉センター※1		
末広町			—		
鶴舞天神町1区			西尾小学校、総合福祉センター※1		
鶴舞天神町2～4区					
鶴ヶ崎町			伊文保育園、 鶴城丘高等学校（注）		
亀沢千歳町	鶴城丘高等学校（注）	西野町小学校、西野町ふれあいセンター			
永楽町4丁目、 北永楽町、南永楽町、 高砂町、南旭町、吾妻町	西尾小学校	西尾小学校	西尾小学校、総合福祉センター※1		
永吉町第2～5区					
山下町第1区		文化会館	—	文化会館	
山下町第2区				—	
山下町第3区				文化会館	
山下町第4区		—	—	—	
新山下町					
住崎町第1区		文化会館	西尾小学校、総合福祉センター※1	—	
住崎町第2、3区					
住崎町第4～7区					

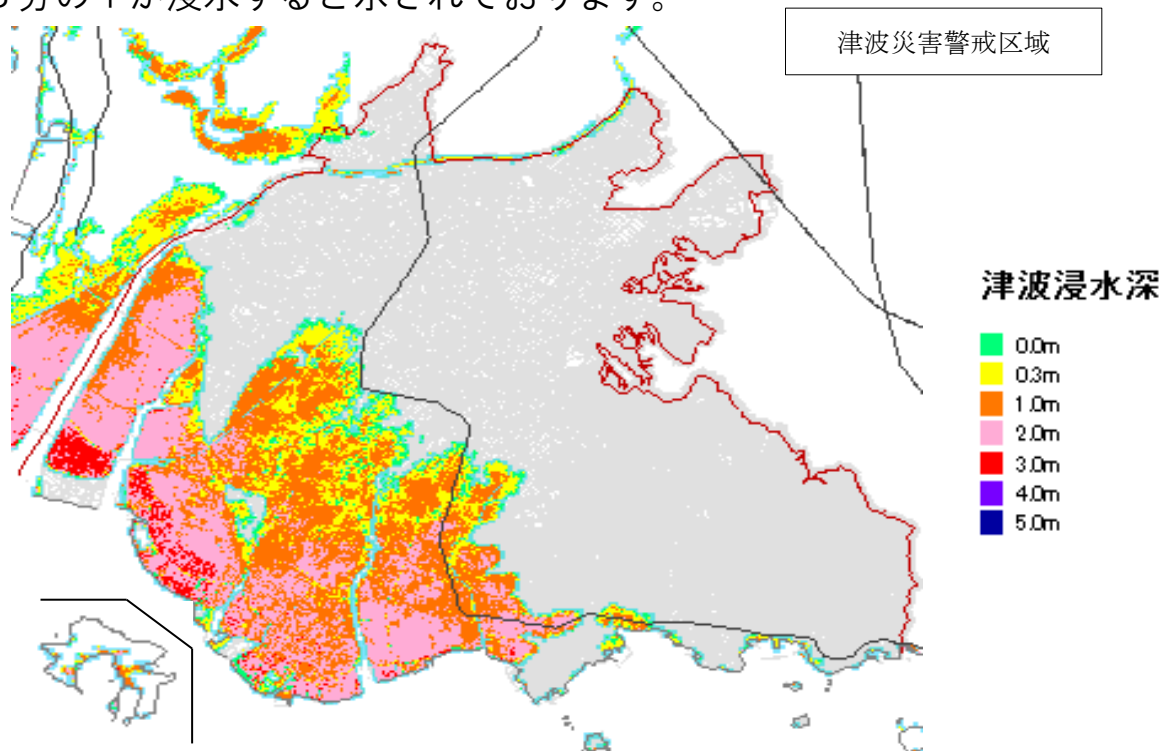
※1 大規模水害時には施設(校舎)1階及び体育館が使用できない可能性があります。

(注) はじめに伊文保育園を使用し、その後鶴城丘高等学校を使用するものとする。

●津波避難の考え方

津波発生時には、直ちに避難行動を開始してください。

平成 26 年に愛知県から示された津波の被害想定では、本市は下図のように市域の約 3 分の 1 が浸水すると示されております。



○避難の条件

1.津波災害警戒区域外への避難を原則とすること

(上図の着色されていない地域へ避難)

2.津波災害警戒区域における 6 つの河川等にかかる橋は渡らないこと

矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の橋

※津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかった場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性があるため

みなさまへのお願い

津波発生時には、浸水想定区域にお住まいの方がみなさまの地域に避難をし、共に避難所生活を送ることになる場合がありますので、他地域の避難者の受け入れにご協力ください。

※津波避難に関する詳細につきましては、市ホームページ「西尾市津波避難計画」をご覧ください。どうか、下の問合先までご連絡ください。

【問合先】 西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当 65-2137 (直通)